

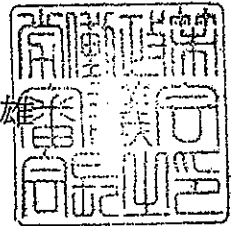


資料 1

労 審 発 第 9 5 3 号  
平成 29 年 12 月 21 日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄



平成29年12月18日付け厚生労働省発基1218第1号をもって諮問のあった「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成29年12月21日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成29年12月18日付け厚生労働省発基1218第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成29年12月21日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 荒木 尚志

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成29年12月18日付け厚生労働省発基1218第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は妥当と認める。